

# 日吉津村 高齢者健康福祉計画

令和3年3月

鳥取県西伯郡日吉津村

# 目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
第2章	高齢者の現況	
1	日吉津村の現況	3
2	人口構造とその推移	4
3	高齢者のいる世帯の状況	6
第3章	目標年度における高齢者等の状況	
1	計画の目標年度における推計人口	8
2	計画の目標年度における要介護者等の推計	8
第4章	計画策定の基本目標と基本方針	
1	計画の基本目標	9
2	計画の基本方針	9
3	施策の体系	12
第5章	施策の現状と展開	
1	サービスの基盤整備と質的向上	13
2	地域包括ケアシステムの構築・推進	18
3	介護予防の推進	20
4	認知症施策と家族支援の充実	25
5	見守り・支え合い体制づくりの推進	27
6	高齢者の社会参加と生きがいつくりの促進	28

参考資料

- 1 ◎日吉津村社会福祉協議会に委託している事業  
◎日吉津村として支給、助成している事業  
◎日吉津村社会福祉協議会が窓口となっている事業
- 2 ◎高齢者福祉事業におけるサービスの目標量

日吉津村高齢者健康福祉計画策定委員会設置要綱	.....	35
日吉津村高齢者健康福祉計画策定委員会委員名簿	.....	36

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

わが国の高齢化の状況を見ると、65 歳以上の高齢者人口は、昭和 25 年（1950 年）には総人口の 5%に満たなかったものが、昭和 45 年（1970 年）に 7%を超え、さらに平成 6 年（1994 年）にはその倍の水準である 14%を超えるなど、高齢化率は上昇を続け、令和 2 年（2020 年）10 月 1 日現在では、28.7%に達しています。団塊世代が 75 歳になる令和 7 年（2025 年）、さらには団塊ジュニアと呼ばれる世代が 65 歳以上になってくる令和 22 年（2040 年）を見据えて、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加し高齢者の課題の複雑化が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の推進が重要な課題となっています。

本村の高齢化率は、介護保険制度が始まった平成 12 年には 21.3%でしたが令和 2 年では 27.9%と 20 年で 6.6%増加しており、全国の高齢化率よりはやや下回っていますが年々上昇しています。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯についても増加しており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境を整えていく必要があります。

このような背景のもと、令和 3 年度から令和 12 年度を計画期間とした第 7 次総合計画では、最上位の村づくり計画として「健康」「協働」「挑戦」を村づくりの基本理念に定めています。この計画において、めざす村の姿（将来像）を「みんなで創る元気な村 住み続けたい日吉津村」と定め、高齢になっても住み慣れた地域や住まいで自分らしい暮らしを続けることができるよう、体制の充実を目指しています。

このたびの高齢者健康福祉計画の見直しは、これまでの計画の成果と問題点を客観的に分析、評価するとともに、今後の本村における高齢者の健康・福祉施策に関する政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにすることによって介護保険事業及び高齢者福祉施策の一層の推進を図ることを主な目的とします。

## 2 計画の位置づけ

介護保険事業については南部箕蚊屋広域連合で施行していますので、介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」は南部箕蚊屋広域連合で策定します。よってこの計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく法定計画とします。この計画は、鳥取県老人福祉計画と南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画との整合性を図りながら、本村における高

齢者の健康・福祉のニーズに基づいて策定した計画であり、本村の健康・福祉行政を推進していく上での基本方針となるものです。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、3年ごとに見直しをする介護保険事業計画にあわせ、本計画の見直しを令和5年度に行います。

## 第2章 高齢者の現況

### 1 日吉津村の現況



日吉津村は鳥取県の北西部に位置し、海以外の三方（東・西・南）を山陰の中核都市である米子市に囲まれています。総面積 4.20 k<sup>2</sup> で、東は西日本一を誇る国立公園大山を望み、西には本県三大河川の一つ日野川が流れています。箕蚊屋平野の一角を占め、日野川右岸に形成される扇状地にあり、海拔は 6 ㎥以下の低平地で南部は水田、北部には畑地帯が広がっています。

気候は日本海型に属し、年平均気温は 16.1℃、最高気温は 38.4℃、最低気温は、-3.3℃と比較的温暖です。また、山陰地方としては降雪日数 11 日、風向は一年を通じて南東が多く、年間降水量は約 1,860 mm となっています。

土地利用は、海岸線と村中央部を東西に横断する国道 431 号の間の畑地帯、国道 431 号以南の水田地帯に大別され、水稻・野菜が作付けされています。

本村は、村全体が米子境港都市計画区域となっており、村南部が市街化区域で、村南西部には製紙工場が位置し関連企業も多数あります。また、村を横断する国道 431 号の周辺には大型ショッピングセンターや大型小売店、飲食店等が開店しています。米子自動車道の始点にも近く、関西・山陽・四国などからの玄関口として交通量も増えています。

社会的・経済的にも米子市の影響を受けています。就業構造は、第三次産業が過半数を占め、そのほとんどが米子市に通勤しています。

平成の大合併に際しては、平成 15 年 11 月に 18 歳以上全住民による住民投票の結果をもとに、単独存続を決定しました。

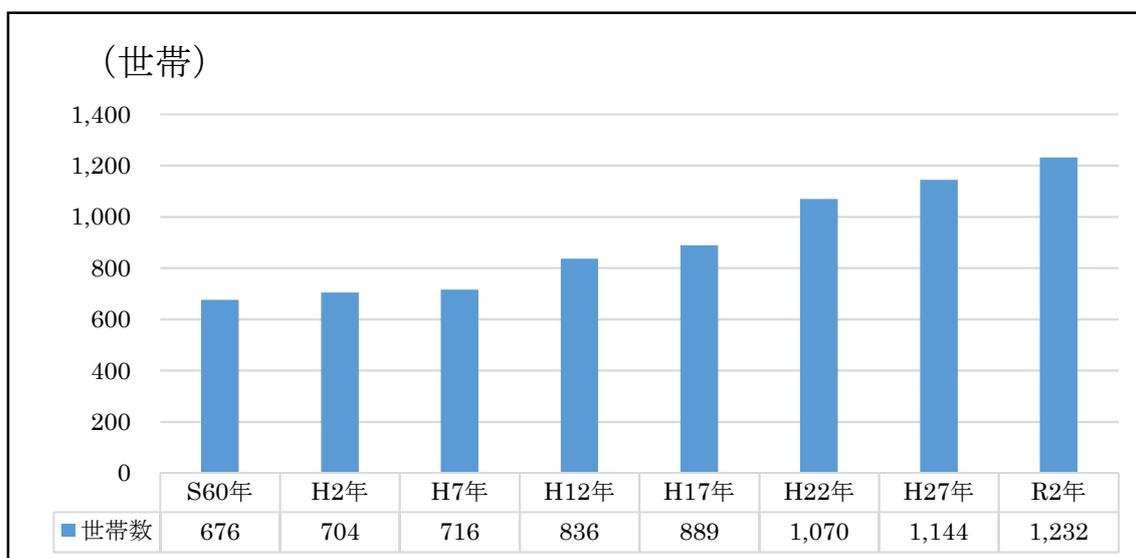
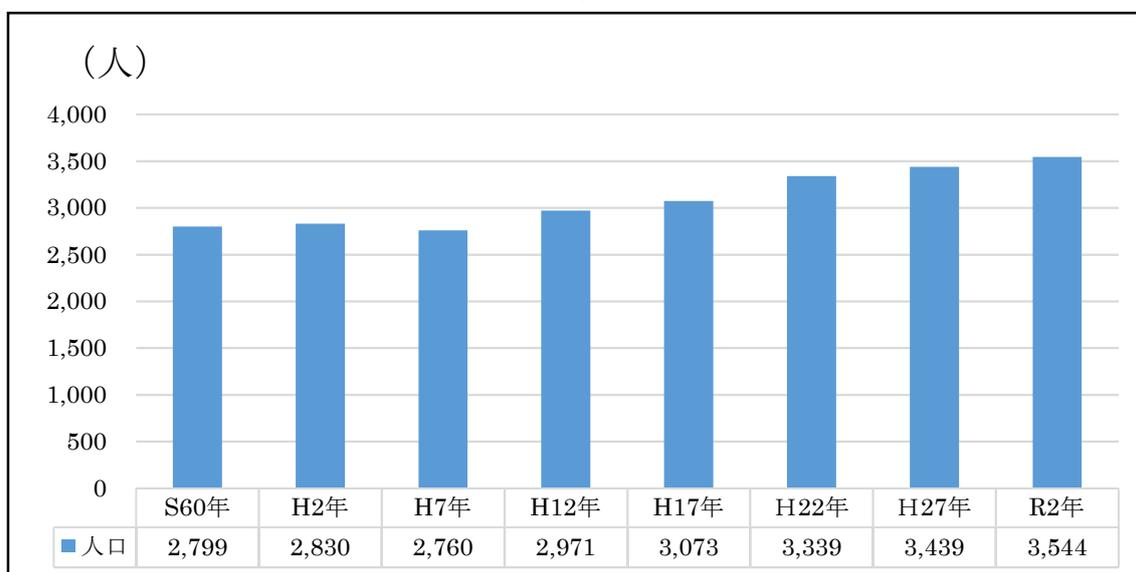
また、平成 21 年 4 月 1 日には、日吉津村自治基本条例を施行し、参画と協働の村づくりを推進しています。

## 2 人口構造とその推移

本村の人口は、国勢調査によると昭和60年の2,799人から平成27年の3,439人と30年間で640人(22.9%)増加を示しており、令和2年9月末現在の総人口は3,544人となっています。今吉地区の土地区画整理事業の完成や、市街化区域内の集合住宅や新築住宅の増加等が主な要因と考えられます。

人口は増加していますが、高齢化率は徐々に高くなり、令和2年には27.9%、そのうち介護の必要度が高くなる75歳以上の後期高齢者人口は485人で、村民の13.7人に1人の割合となっています。一世帯あたりの人数については平成17年で3.5人であったものが令和2年には2.9人と、核家族化がさらに進んでいます。

※S60～H27は国勢調査 R2は9月末現在住民課資料



## 人口構造とその推移

区 分	H12 年		H17 年		H22 年		H27 年		R2 年		
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
日吉津村	総人口	2,971	—	3,073	—	3,339	—	3,439	—	3,544	—
	40歳～	1,667	56.1	1,752	57.0	1,836	55.5	2,018	58.9	2,097	59.2
	65歳～	632	21.3	699	22.7	781	23.6	939	27.4	989	27.9
	70歳～	450	15.1	532	17.3	597	18.1	658	19.2	756	21.3
	75歳～	276	9.3	357	11.6	442	13.4	481	14.0	485	13.7
鳥取県	総人口	613,289	—	607,012	—	588,667	—	573,441	—	551,402	—
	40歳～	342,181	55.8	350,238	57.7	349,768	60.0	355,094	62.4	353,846	64.7
	65歳～	134,984	22.0	146,113	24.1	153,614	26.3	169,092	29.7	177,979	32.5
	70歳～	96,323	15.7	111,112	18.3	117,749	20.2	123,512	21.7	136,196	24.9
	75歳～	60,143	9.8	75,084	12.4	85,095	14.6	89,799	15.8	93,184	17.0

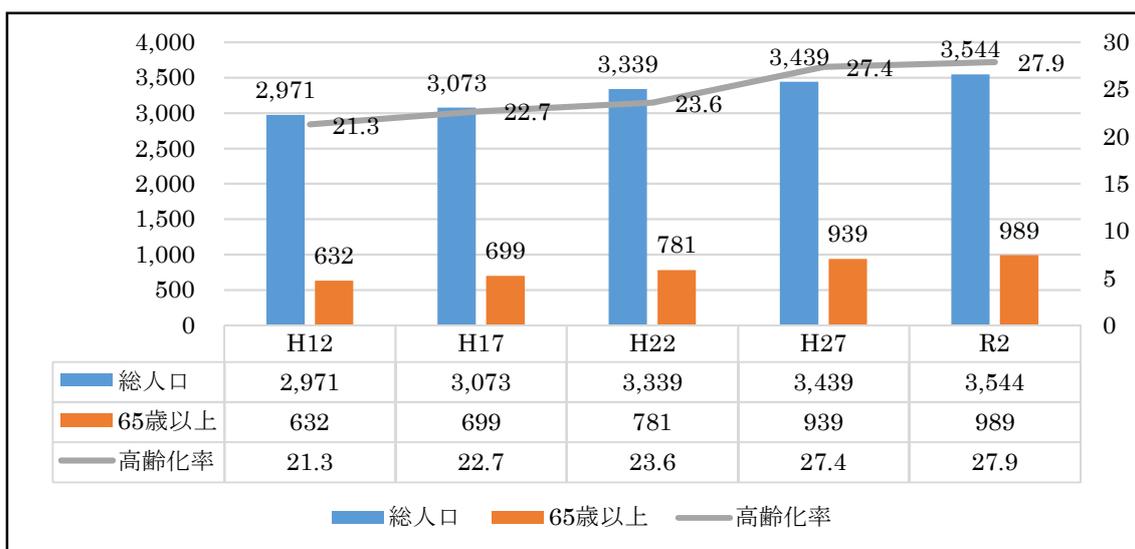
(H12～H27:国勢調査 R2:県は推計人口\*構成比は平成22年から年齢不詳を除いて算出、村は住民課資料)

## 高齢化率の推移

区 分	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年
日吉津村	21.3%	22.7%	23.6%	27.4%	27.9%
鳥取県	22.0%	24.1%	26.3%	29.7%	32.5%
全 国	17.3%	20.1%	23.0%	27.3%	28.7%

(H12～H27:国勢調査 R2:国は総務省統計局推計人口、県は推計人口、村は住民課資料)

## 村の高齢者人口と高齢化率の推移



### 3 高齢者のいる世帯の状況

#### ○65歳以上の高齢者のいる世帯

65歳以上の高齢者がいる世帯は、平成27年には566世帯（全世帯の49.5%）でしたが、令和2年には624世帯（全世帯の50.6%）となり、全世帯数の半数以上になっています。

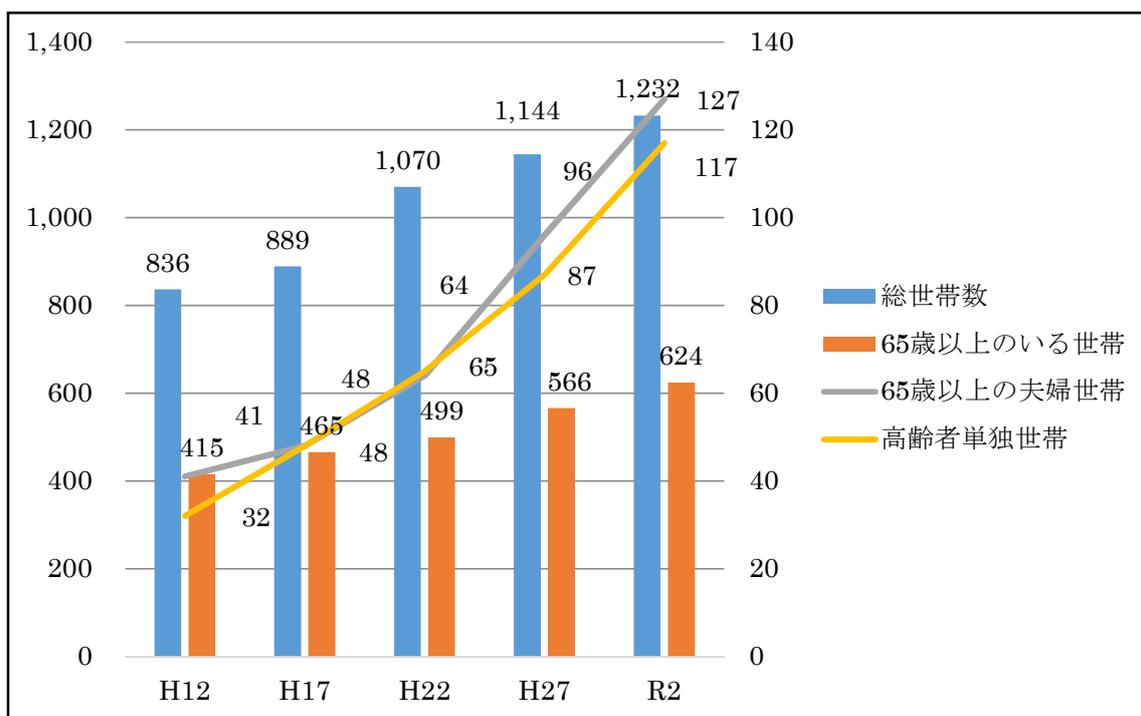
また、65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯数は平成27年には87世帯であったのが、令和2年には117世帯と1.3倍増加しており、今後も増加していくと推測されます。

（単位：世帯、（ ）内%）

区 分	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
総世帯数	836	889	1,070	1,144	1,232
65歳以上のいる世帯	415 (49.6)	465 (52.3)	499 (46.6)	566 (49.5)	624 (50.6)
60歳以上の夫婦のみ世帯	55	68	93	118	
65歳以上の夫婦のみ世帯	41	48	64	96	127
高齢者単独世帯数	32	48	65	87	117

（H12～H27：国勢調査 R2：住民課資料、高齢者単独世帯数は特別養護老人ホーム入所世帯数を除いて算出）

#### 高齢者のいる世帯の推移



○65歳以上のひとり暮らし高齢者性別・年齢別人数

65歳以上のひとり暮らしの高齢者の男女別の人数は、平成27年には男性22人、女性65人で女性のひとり暮らしが男性より43人多くなっています。令和2年には男性32人、女性85人で女性のひとり暮らしが男性より53人多く、男性の約2.7倍となっています。

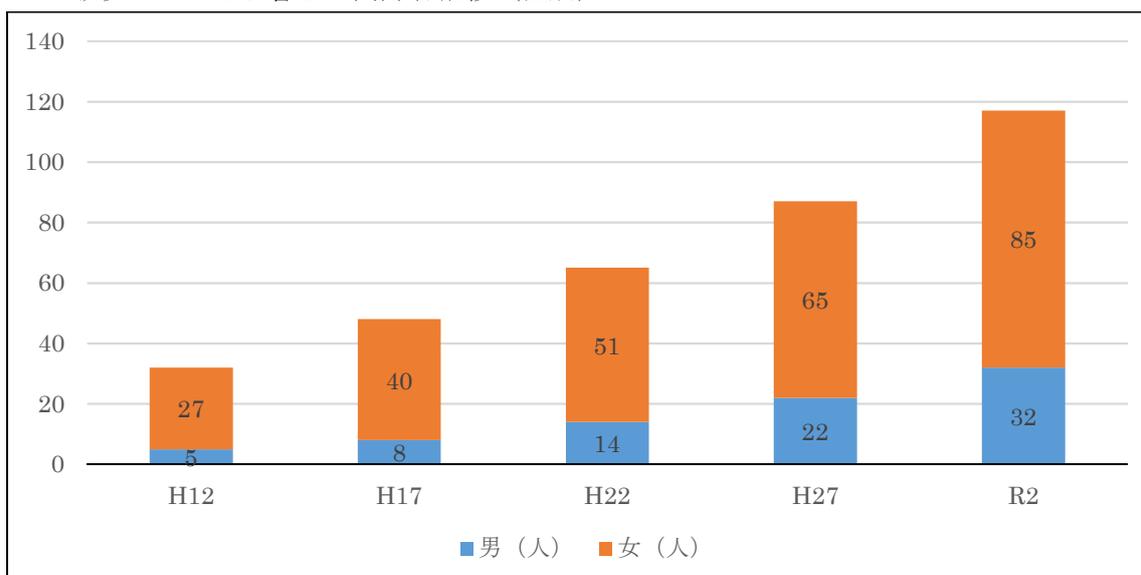
高齢者人口の増加の他、核家族化や少数化の傾向が進み、高齢夫婦やひとり暮らしの世帯数は増加するばかりです。家庭の介護力の低下は必至で、公的支援が必要な高齢者の増加がさらに進むと思われます。

(単位:世帯)

年齢	H12年			H17年			H22年			H27年			R2年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
65～69	—	7	7	2	11	13	4	8	12	10	15	25	6	12	18
70～74	2	6	8	3	8	11	4	13	17	5	11	16	11	24	35
75～79	2	7	9	2	10	12	4	15	19	3	13	16	9	9	18
80～84	1	5	6	—	6	6	—	10	10	2	15	17	3	20	23
85以上	—	2	2	1	5	6	2	5	7	2	11	13	3	20	23
計	5	27	32	8	40	48	14	51	65	22	65	87	32	85	117

(H12～H27:国勢調査 R2:住民課資料\*高齢者単独世帯数は特別養護老人ホーム入所世帯数を除いて算出)

65歳以上のひとり暮らし高齢者推移 (性別)



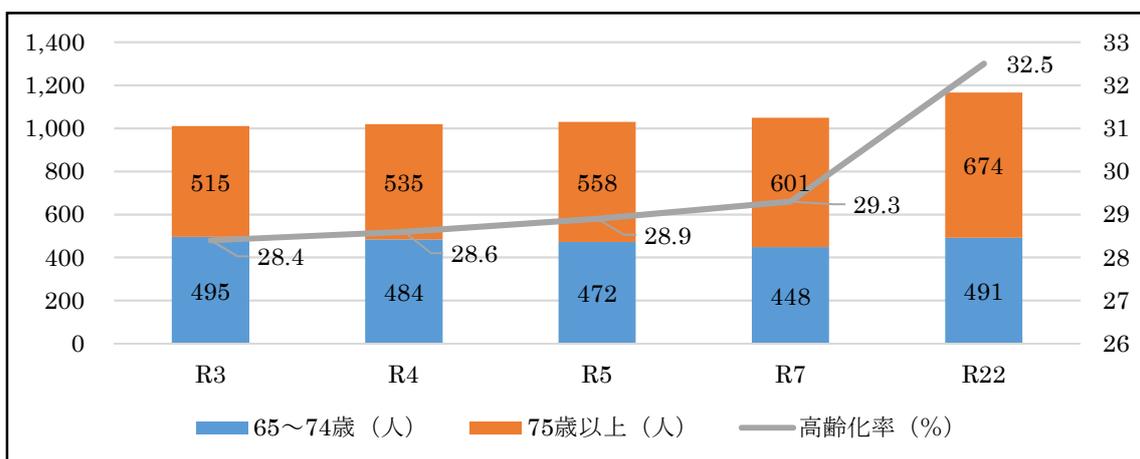
## 第3章 目標年度における高齢者等の状況

### 1 計画の目標年度における推計人口

南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画の内、日吉津村分の人口を案分したものを掲載しています。 単位:人、%

区分	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年	
第1号被保険者	65歳以上	1,010	1,019	1,030	1,049	1,165
	65～74歳(前期)	495	484	472	448	491
	75歳以上(後期)	515	535	558	601	674
高齢化率	28.4	28.6	28.9	29.3	32.5	
総人口	3,556	3,561	3,567	3,575	3,584	

推計人口



### 2 計画の目標年度における要介護者等の推計

南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画の内、日吉津村分の要介護(要支援)認定者を案分したものを掲載しています。 単位:人、( )内%

	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
要介護(要支援)認定者数	176	177	180	193	244
要支援	28 (15.9)	28 (15.8)	29 (16.1)	31 (16.0)	35 (14.4)
要介護1・2	73 (41.5)	74 (41.8)	75 (41.7)	81 (42.0)	103 (42.2)
要介護3以上	75 (42.6)	75 (42.4)	76 (42.2)	81 (42.0)	106 (43.4)
第1号被保険者数	1,010	1,019	1,030	1,049	1,165
認定率	(17.4)	(17.4)	(17.5)	(18.4)	(20.9)

## 第4章 計画策定の基本目標と基本方針

### 1 計画の基本目標

本計画では、次の基本目標を掲げて取り組みます。

支え合い、安心して暮らせる村づくり  
(地域包括ケアシステムの充実を目指して)

### 2 計画の基本方針

#### 1. サービスの基盤整備と質的向上

計画の策定に当たって、高齢者やその家族のニーズに応じたサービスの整備目標を定め、計画的な整備を進める必要があります。

本村においても高齢化が進んでおり、令和2年には65歳以上の高齢者が989人で3.6人に1人の割合となり、75歳以上の後期高齢者は485人と今後大きく伸びると推計されます。併せて女性の社会進出、核家族化の進展、少子化等社会構造や人口構造の変化に伴い、家族の介護力が低下してきています。そのため地域福祉へのニーズは多様化してきており、在宅福祉サービスの充実をはじめとする計画的、総合的な施策を展開していく必要があります。また、サービス提供に携わる人材の養成研修体制の整備などサービスの質の向上を図り、介護保険や福祉サービスに関する制度の周知及び情報の提供等積極的に取り組みます。

#### 2. 地域包括ケアシステムの構築・推進

地域に暮らす一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して続けることができる、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が一体となってその人を支える地域包括ケアシステムの推進が必要です。社会構造の多様化に伴い、地域で暮らす私たちを取り巻く環境も複雑化、複合化している状況に鑑み、高齢者福祉や障がい者福祉、生活困窮支援などの分野の枠を超え、また「支える側」「支えられる側」といった関係性を超え一人ひとりが自己実現できる地域共生社会の実現を目指して、より一層包括的な支援体制が求められています。

地域の専門職のつながりの増強や在宅医療・介護連携の推進、日常生活上の支援体制の充実及び強化を図り、地域の特性を生かした地域包括ケアシステムを推進します。また、高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターにおいて複雑化した課題に対応するため関係機関との連携を強化し、高齢者やその家族の支援を充実させるため地域包括支援センターの機能強化を目指します。

### 3. 介護予防の推進

高齢者ができる限り健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、高齢者保健事業、高齢者福祉サービス及び介護予防を積極的に推進し、総合的な支援をしていくことが必要です。

そのため、介護予防事業など実施している地域の通いの場を活用して、まだ介護を必要としない高齢者へ積極的なアセスメントを行い、早期の段階から、高齢者と家族に対して状態に応じて適切な保健福祉サービスを提供する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を推進し、高齢者の生活環境をできる限り維持していけるよう取り組みを進めるとともに、介護予防事業の推進や、認知症の早期診断や予防につなげる取り組み、専門医療機関等との連携体制の整備に努めます。

### 4. 認知症施策と家族支援の充実

認知症の人が、在宅での生活を継続していくためには、行政や医療機関、介護サービス事業者だけでなく、地域住民が一体となって、認知症について理解し、支援していくことが必要です。また、本人の役割や能力を尊重しながら、介護や支援をしていくことも大切です。

認知症があってもなくても尊厳をもって認知症とともに地域で暮らしていける「共生」と認知症になってもその進行を遅らせる「予防」の理念のもと、地域住民が認知症を理解し支援できる体制づくり、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築が必要です。また、介護する家族への相談支援を充実させる等、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

### 5. 見守り・支え合い体制づくりの推進

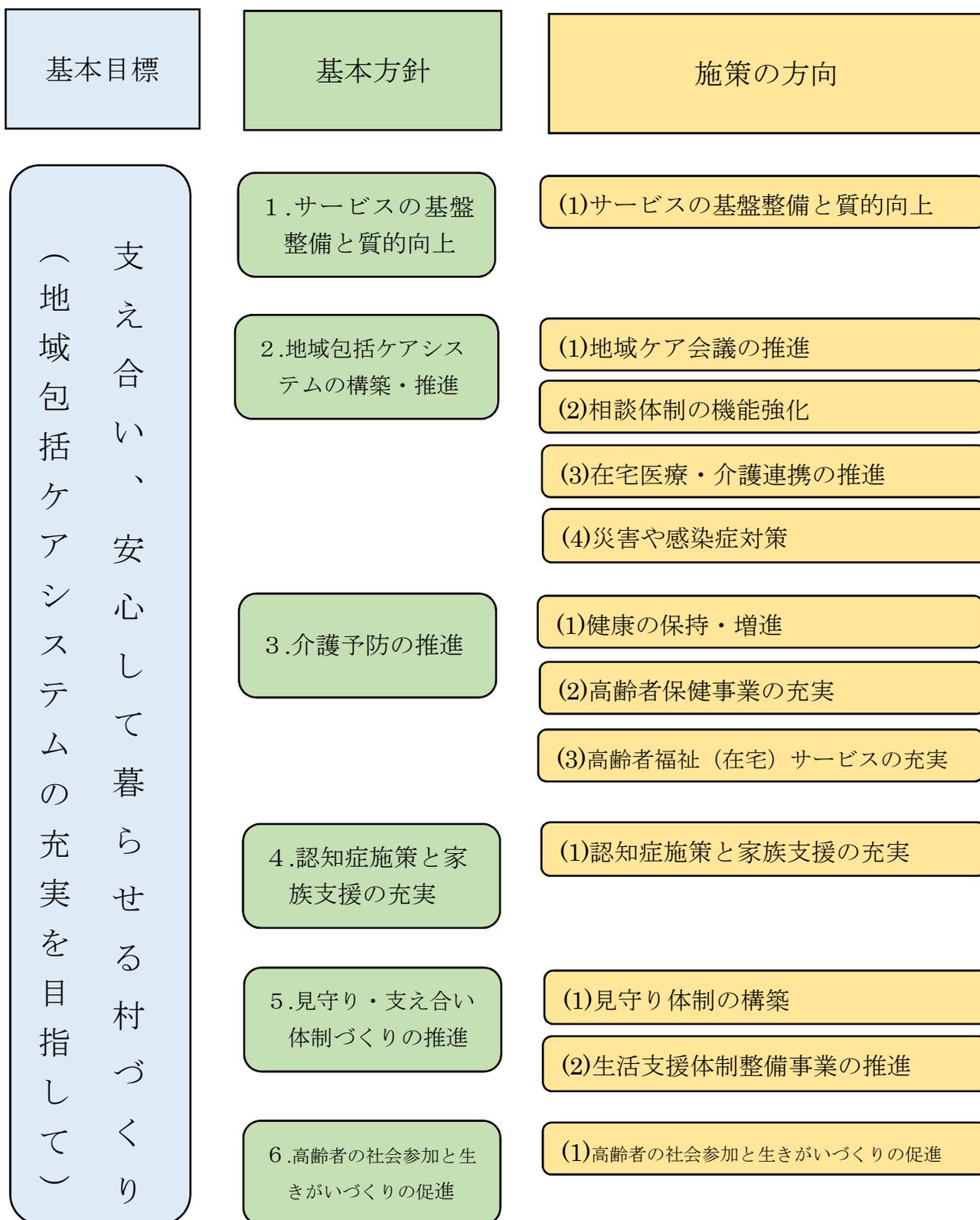
一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、家族や地域とのつながりが薄れ、孤立化や日常生活での困りごとを抱く高齢者が多くなっています。生活支援体制整備事業の取組として、それぞれの地域における日頃からの見守りや助け合いの体制を充実させるため、地域住民や日吉津村社会福祉協議会などの団体と連携し、支え合い意識の醸成や地域づくりを推進していきます。

## 6. 高齢者の社会参加と生きがいづくりの促進

高齢者が就労や様々な社会活動へ積極的に参加するとともに、元気な高齢者については、生活支援の担い手としても活躍していくことが期待されています。また、高齢者が社会参加、社会的役割を持つことが、生きがいや介護予防につながります。

このため、村老人クラブへの支援等をはじめ、高齢者が様々な形で社会参加し、地域や家庭の中で生き生きとした生活が送れるよう地域づくりを推進します。

### 3 施策の体系



# 第5章 施策の現状と展開

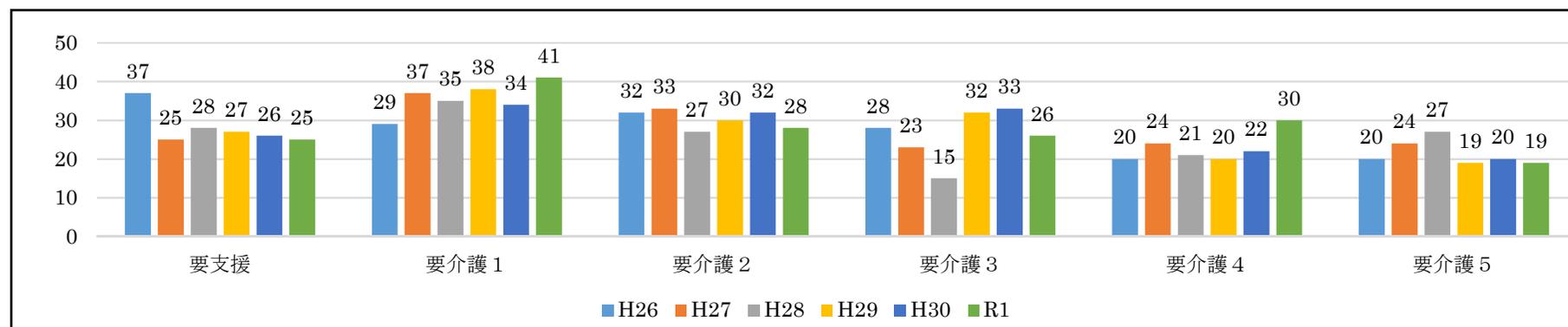
## 1 サービスの基盤整備と質的向上（基本方針1）

介護保険事業については、「南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画」に基づき取り組みを行います。介護保険の円滑な推進のため、広報・啓発活動に取り組むとともに、サービスに携わる人材の質的向上に努めます。（以下、実績を掲載）

(1) 要介護(支援)認定者数の推移 【表1. 介護保険認定者数の推移】

区 分	H26 年度末		H27 年度末		H28 年度末		H29 年度末		H30 年度末		R1 年度末		備考
	H27 年 2 月末		H28 年 2 月末		H29 年 2 月末		H30 年 2 月末		H31 年 2 月末		R2 年 2 月末		
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
要支援	37	22.3	25	15.1	28	18.3	27	16.3	26	15.6	25	14.8	1. 表2. サービス量・給付費実績表に合わせるため、各年度2月末認定者数を掲載。 2. 外国人、住所地特例被保険者を含む。
要介護1	29	17.5	37	22.3	35	22.8	38	22.9	34	20.3	41	24.3	
要介護2	32	19.3	33	19.9	27	17.7	30	18.1	32	19.2	28	16.6	
要介護3	28	16.9	23	13.9	15	9.8	32	19.3	33	19.7	26	15.4	
要介護4	20	12.0	24	14.4	21	13.7	20	12.0	22	13.2	30	17.7	
要介護5	20	12.0	24	14.4	27	17.7	19	11.4	20	12.0	19	11.2	
合計 (A)	166	100.0	166	100.0	153	100.0	166	100.0	167	100.0	169	100.0	
出現率 (A/B)		18.1		17.7		16.3		17.2		17.0		17.1	
65歳以上人口 (B)	918		940		937		965		983		991		

要介護認定者の推移



## (2) 介護給付サービス量の実績

【表2. 介護給付サービス量・給付費の実績】

給付費請求の関係から、3月給付～2月給付の12か月分。

区分	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		
	H26.3～H27.2		H27.3～H28.2		H28.3～H29.2		H29.3～H30.2		H30.3～H31.2		H31.3～R2.2		
	サービス量	給付費											
介護、予防給付		円		円		円		円		円		円	
1 居宅介護サービス		144,718,231		148,870,355		113,333,265		110,889,602		118,094,604		126,912,600	
①訪問介護	(回/年)	3,216	8,936,739	5,286	12,932,339	4,228	10,330,411	3,397	8,651,738	3,829	9,592,639	4,657	11,862,479
②訪問入浴介護	(回/年)	0	0	0	0	4	46,386	16	189,144	25	303,300	59	722,655
③訪問看護	(回/年)	465	2,774,628	676	3,522,571	922	4,834,503	801	4,915,510	1,149	5,848,695	1,565	7,857,792
④訪問リハビリテーション	(回/年)	432	1,318,662	694	2,020,032	951	2,723,137	1,090	3,025,129	1,216	3,395,793	1,537	4,135,791
⑤居宅療養管理指導	(回/年)	128	599,400	148	737,866	155	845,611	204	1,148,627	397	2,854,599	439	3,031,299
⑥通所介護	(回/年)	10,369	77,158,953	10,326	75,903,560	6,678	46,573,373	6,155	43,002,749	6,455	44,571,062	6,812	44,679,231
⑦通所リハビリテーション	(回/年)	2,743	26,142,948	2,884	24,719,894	3,010	26,240,842	3,194	25,845,318	3,088	25,461,419	3,193	25,036,861
⑧短期入所生活介護・短期入所療養介護	(日/年)	1,355	13,088,646	1,436	13,583,245	1,362	11,967,575	1,189	10,467,450	1,172	10,317,375	1,173	11,094,066
⑨特定施設入所生活介護	(人分)	37	5,377,747	39	5,423,629	5	544,956	23	4,722,093	33	6,140,961	44	7,830,252
⑩福祉用具貸与	(人分)	682	9,320,508	717	10,027,219	672	9,226,471	662	8,921,844	670	9,608,761	688	10,662,174
2 居宅サービス計画	(件)	1,160	12,247,870	1,187	12,907,810	1,140	12,155,520	1,089	11,900,320	1,086	12,211,780	1,099	12,507,640
3 施設介護サービス		77,540,040		73,856,935		62,840,863		72,814,023		89,348,130		91,102,770	
①介護老人福祉施設	(入数)	152	39,284,271	99	25,945,371	89	22,445,298	106	27,021,240	103	26,721,756	98	25,378,056
②介護老人保健施設	(入数)	161	38,255,769	193	47,878,714	154	40,395,565	186	45,792,783	232	61,947,639	239	65,724,714
③介護療養型医療施設	(入数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
④介護医療院	(入数)									4	678,735	0	0
※特定診療費(療養)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
※特別療養費(老健)		0	0	12	32,850	0	0	0	0	0	0	0	
4 地域密着型サービス		33,743,673		35,179,947	1,992	48,894,819		58,221,490		62,589,602		58,299,201	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	0	0	0	0	1	63,306	0	0	5	612,549	24	2,780,370
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護		0	0	0	0	1,773	13,586,280	1,660	12,947,529	1,323	9,890,451	673	4,858,974
認知症対応型通所介護	(回/年)	0	0	0	0	81	603,999	229	1,766,619	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	808,875
認知症対応型共同生活介護	(人分)	57	14,124,474	67	16,139,079	55	12,978,648	62	14,501,574	110	26,973,666	102	25,908,039
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		74	19,619,199	75	19,040,868	82	21,662,586	106	29,005,768	87	25,112,936	82	23,942,943
特定入所者介護サービス費		238	11,946,770	162	8,187,980	125	5,702,810	170	6,393,750	157	5,828,720	140	5,170,087
福祉用具購入費		20	414,213	16	316,824	11	300,955	14	348,946	11	202,544	10	203,996
住宅改修費		7	855,248	11	1,075,872	9	655,762	10	492,162	9	686,300	5	501,925
高額介護サービス費		381	3,742,822	288	2,811,883	207	2,073,235	277	3,066,340	328	3,650,611	449	5,467,293
高額医療合算介護サービス費		29	720,526	11	384,019	10	352,142	14	428,684	7	514,183	19	516,809
小計			285,929,453		283,591,625		246,309,371		264,555,317		293,126,474		300,682,321
審査支払手数料			385,510		395,295		320,239		366,700		397,055		398,052
総計			286,314,963		283,986,920		246,629,610		286,314,963		293,523,479		301,080,373

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の実績 【表3. 介護予防生活支援サービス量・給付費の実績】

給付費請求の関係から、3月給付～2月給付の12か月分。

区分		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		
		H28.3～H29.2		H29.3～H30.2		H30.3～H31.2		H31.3～R2.2		
		サービス量	給付費	サービス量	給付費	サービス量	給付費	サービス量	給付費	
1 介護予防生活支援サービス事業費	単位		(円)		(円)		(円)		(円)	
			1,548,369		3,296,638		2,264,148		1,829,268	
	訪問型サービス(みなし)	(人)	33	476,417	57	856,605	3	48,537	0	0
	訪問型サービス(独自)	(人)	0	0	0	0	43	604,161	34	506,493
	訪問型サービス(独自/定率)	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問型サービス(独自/定額)	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	通所型サービス(みなし)	(人)	36	942,100	111	2,244,109	7	138,748	0	0
	通所型サービス(独自)	(人)	10	129,852	12	154,764	75	1,472,702	67	1,322,775
	通所型サービス(独自/定率)	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	通所型サービス(独自/定額)	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0
	通所型サービス(C)	(人)	0	0	12	41,160	0	0	0	0
2 介護予防ケアマネジメント事業費			51,600		58,900		64,900		58,970	
	ケアマネジメントA	(件)	12	51,600	13	58,900	13	64,900	13	58,970
	ケアマネジメントC	(件)	0	0	0	0	0	0	0	0
小計			1,599,969		3,355,538		2,329,048		1,891,711	
審査支払手数料	(件)	79	7,505	177	16,815	127	12,065	101	9,595	
総計			1,607,474		3,372,353		2,341,113		1,901,306	

(4) 福祉用具貸与の実績 (介護保険給付分)

(単位：件、人)

項 目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
車いす	31	30	29	26	31	29
車いす付属品	20	19	18	15	13	13
特殊寝台	40	44	44	34	37	33
特殊寝台付属品	38	45	46	34	38	35
床ずれ防止用具(じょく瘡予防用具)	27	25	23	20	16	18
体位変換器	5	4	6	5	2	4
手すり	25	20	22	27	29	29
スロープ	18	18	22	15	24	24
歩行器	13	15	16	17	17	17
歩行補助つえ	-	-	1	1	-	-
認知症徘徊感知器	-	2	1	1	2	2
移動用リフト	2	2	2	3	5	3
貸 与 者 数	65	74	73	59	66	63

(5) 福祉用具購入の実績 (介護保険給付分)

(単位：件、人)

項 目	内 訳	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
腰掛便座	ホータブルトイレ	5	8	4	5	6	2
	据置便座	-	-	-	1	-	-
	計	5	8	4	6	6	2
特殊尿器		-	-	-	-	-	-
入浴補助用具	入浴用いす	11	6	6	5	5	5
	入浴台	3	1	2	5	1	2
	浴槽用手すり	1	1	-	1	-	5
	計	15	8	8	11	6	12
簡易浴槽		-	-	-	-	-	-
移動用リフトのつり具の部分		-	-	-	-	-	-
給 付 者 数		17	16	11	14	11	9

※ 内訳は実績のあったもののみ掲載

## (6) 住宅改修の実績 (介護保険給付分)

(単位:件、人)

項 目	内 訳	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
手すりの取付	玄関等	4	3	3	1	4	4
	廊下	2	3	4	4	2	1
	浴室入口等	2	2	2	1	-	-
	浴室	5	6	4	4	2	1
	トイレ	3	3	3	5	3	3
	居室	2	-	1	1	2	1
	台所	-	-	-	-	2	-
	屋外	-	-	1	-	1	-
	計	18	17	18	16	16	10
床段差の解消	玄関等台設置	2	-	-	-	1	-
	玄関等	-	-	1	-	-	-
	廊下	-	-	-	-	-	-
	台所	1	-	-	-	-	-
	トイレ	-	1	-	-	-	1
	浴室	1	3	-	-	-	-
	敷居撤去	-	-	-	-	2	1
	屋内スロープ	-	1	-	-	-	-
	コンクリートスロープ	-	-	-	-	1	-
	計	4	5	1	-	4	2
床材の変更	玄関等	-	-	-	-	-	1
	居室	-	-	-	-	-	-
	廊下	-	-	-	-	-	-
	トイレ	-	-	-	-	-	1
	浴室	1	-	-	-	-	-
	計	1	-	-	-	-	2
扉の取替	玄関	-	-	-	-	1	-
	居室等	-	-	-	-	-	-
	トイレ	-	1	-	-	-	1
	浴室	1	1	-	-	-	-
	台所	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	1	1
便器の取替		1	2	-	-	-	2
その他		-	-	-	-	-	-
給付者数		7	11	9	8	7	8

## 2 地域包括ケアシステムの構築・推進(基本方針2)

### (1) 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムを実現するためには、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進める必要があります。地域ケア会議の機能である、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能が十分に発揮できるように会議の機能分担を行い政策形成に向けた取組を推進します。

介護支援専門員などとの情報共有の場を積極的に設け地域ケア会議に位置付けるなど、地域ケア会議を実施しながら会議の在り方について柔軟に見直しを行います。さらに、年に1度行政を含め地域ケア推進会議を開催し、個別の地域ケア会議で積み上げた地域課題への対応として、既存の事業の見直しや施策の創出について検討を行っていきます。また、地域ケア会議を行うことで地域の専門職のネットワーク形成と資質の向上を推進します。

#### **地域ケア会議**

個人の思いやニーズを踏まえ、その人らしい尊厳のある生活を送るにはどうしたらよいかを話し合うため、個人に関わる人で集い、多様な視点から自立した日常生活を営むことができるような支援を目指し、地域ケア会議を開催しています。

### (2) 相談体制の機能強化

地域の高齢者の包括的・継続的なケアマネジメントや実態把握に基づく総合的な相談支援を、地域包括支援センターを中心として行っています。介護・医療・福祉サービスをはじめ、地域活動やボランティア活動等の状況に関する情報の一元化を図る取り組みや、ひとり暮らしの高齢者や家族介護者への支援を行うとともに、高齢者の虐待防止・権利擁護事業の相談窓口として関係機関と連携し、高齢者の虐待防止、権利擁護事業の充実を図っていきます。

今後、権利擁護を必要とする高齢者が必要な事業を円滑に活用するために、地域連携ネットワークを整備する必要があります。そのために、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を設置するとともに、制度の周知を図ります。また、地域共生社会の実現に向けて、分野を超えた包括的な相談支援体制についての検討を行います。

#### **地域包括支援センター**

社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員が連携し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう①介護予防ケアマネジメント、②総合相談業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的マネジメント業務などを実施し、高齢者の総合的な支援を行っています。高齢者の身近な相談窓口として浸透するように、PR活動等にも積極的に取り組んでいます。

#### **地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関(中核機関)**

広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)、相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)、利用促進(マッチング)機能、後見人支援機能(チームによる支

援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)を有した機関を設置します。

### (3) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となります。南部箕蚊屋広域連合では平成29年度より在宅医療・介護連携多職種意見交換会を開催し、顔のみえる関係づくりを行っています。また、平成28年度より西部圏域在宅医療・介護連携に係る意見交換会を開催し、在宅医療・介護連携の推進に向けた意見交換を行っています。さらに、住民への理解を深める為、在宅医療普及啓発事業を実施し普及啓発にも取り組んでいます。

今後は、在宅医療・介護連携の理解促進を図るための多職種間での研修や地域への普及啓発の推進、二次医療圏域における相談支援及び入院退院の調整、退院後の支援、看取りの環境整備等、地域の医療・介護関係者との連携を密にし、切れ目のない在宅医療・介護が提供される体制の構築を目指し引き続き取り組みを行います。

#### **在宅医療・介護連携多職種意見交換会(まめカフェ)**

南部箕蚊屋広域連合管内の医師・歯科医師・薬剤師・介護支援専門員・介護サービス事業所職員及び管外の関係機関等の専門職が集まり、多職種による顔のみえる関係づくりのための意見交換会を開催しています。お互いの専門領域の理解や各領域の制度・法令等理解を深め、連携がより緊密に行われていくことを目的としています。(年3回以上開催)

#### **西部圏域在宅医療・介護連携に係る意見交換会**

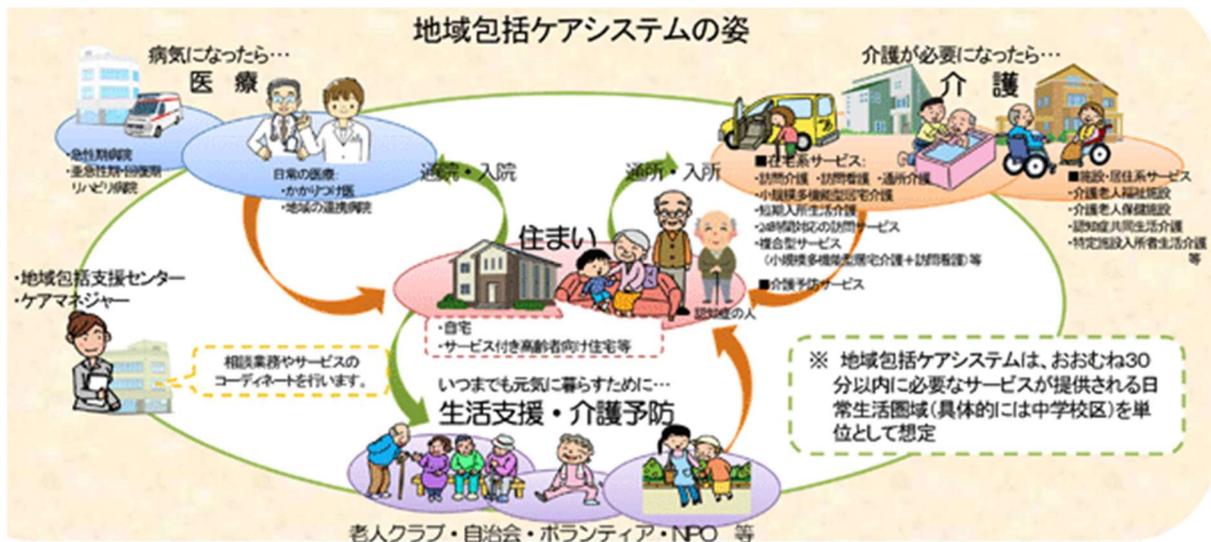
鳥取県西部圏域における医療と介護の広域連携や、市町村の枠を超えた共通課題について意見交換・検討を行い、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を推進しています。西部医師会、西部歯科医師会、薬剤師会西部支部、西部福祉保健局、西部地域の9市町村と南部箕蚊屋広域連合で構成しています。

#### **在宅医療普及啓発事業**

在宅医療について、地域住民への理解を深めるための事業を認知症カフェに委託しています。講演会などを通して、医療と関わりながら地域で自分らしく暮らしていくことについての啓発活動を推進しています。

### (4) 災害や感染症対策

近年、高齢者の自然災害や感染症による被害が相次いでいる中、日吉津村においても災害や感染症への対策の強化が必要です。日吉津村地域防災計画の下、日吉津村に所在する介護保険事業所の避難確保計画の作成や避難訓練の実施など連携を強化しながら実施します。また、災害の発生時には高齢者の不安を取り除くための相談支援の円滑な実施や正しい情報の発信など、村の関係部署と協力して対策を講じていきます。



### 3 介護予防の推進(基本方針3)

#### (1) 健康の保持・増進

生活習慣病の予防は、ひいては介護予防にもつながるものです。生活習慣の改善を推進し、高血圧、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病など高齢者の健康を阻害する病気の予防に努めるほか、積極的な健康増進を心がけられるような支援を行ないます。

令和元年度に南部箕蚊屋広域連合が実施した高齢者の日常生活圏域ニーズ調査結果で主な疾病の状況をみると、特に高血圧の方が多くみられ、続いて糖尿病、高脂血症(脂質異常症)、目の病気、筋骨格系の病気の順に多くなっています。又、口腔機能、認知機能低下について、連合内の他地域より若干リスクが高めとなっています。この結果をもとに、口腔機能の向上や食生活改善指導、禁煙指導など、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣の確立をめざし、高齢者の健康の保持・増進のための健康相談・指導体制の強化を図ります。

また、健康医療情報の分析を行い、効果的・効率的な保健事業を行い、関係機関との連携を図りながら、健康寿命の延伸を図る取り組みを推進します。

#### (2) 高齢者保健事業の充実

##### 1. 健康教育

介護予防・認知症予防の一般高齢者施策に盛り込んで取り組みを実施していきます。

区 分		H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
集 団	開 催 回 数	18 回	23 回	21 回
	参 加 延 人 数	139 人	190 人	203 人

##### 2. 健康相談

65歳から74歳の方に対しては各検診の結果にもとづいて、生活習慣病予防の健康相談の機会を設け、75歳以上の方については地域包括支援センターと連携を図り総合的な相談事業として

の取り組みを実施していきます。

区 分		H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
重 点	開 催 回 数	18 回	30 回	41 回
	参 加 延 人 数	45 人	61 人	80 人
総 合	開 催 回 数	14 回	18 回	27 回
	参 加 延 人 数	31 人	60 人	45 人

### 3. 健康診査

骨粗しょう症検診については、40歳～70歳までの5歳刻みの節目検診として実施します。

歯周疾患検診については、40～70歳までの10歳刻みの節目検診として実施します。

区 分		H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
特定健診	受 診 者 数	302 人	285 人	306 人
	(受診者 65 歳以上)内数	197 人	192 人	216 人
	対 象 者 数	606 人	590 人	590 人
骨粗しょう症検診		21 人	21 人	30 人
歯周疾患検診		12 人	10 人	10 人

### 4. その他の検診・健康診査・保健指導

#### ①がん検診について

がん検診は精度管理指導のもとに継続して実施します。

区 分		H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
胃 が ん	受 診 者 数	365 人	351 人	360 人
	対 象 者 数	1,008 人	1,008 人	1,008 人
子 宮 が ん	受 診 者 数	298 人	313 人	326 人
	対 象 者 数	724 人	724 人	724 人
肺 が ん	受 診 者 数	247 人	252 人	235 人
	対 象 者 数	1,008 人	1,008 人	1,008 人
乳 が ん	受 診 者 数	154 人	164 人	145 人
	対 象 者 数	649 人	649 人	649 人
大 腸 が ん	受 診 者 数	517 人	525 人	536 人
	対 象 者 数	1,008 人	1,008 人	1,008 人

(対象者数は国の計算式により算出)

#### ②特定健康診査・特定保健指導について

平成 20 年度から高齢者の医療の確保に関する法律により、各医療保険者に特定健康診査及び特定保健指導が義務づけられました。本村でも 40 歳から 74 歳までの国民健康保険加入者は特定健康診査、75 歳以上の方は後期高齢者健康診査、生活保護等の方は村の健康診査を受けていただいています。特定健診の受診率は、令和元年度 55.7%と県下では上位であり、がん検診との同時実

施、補足健診の実施など受診率の向上を図っています。メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診を実施し、その該当者及び予備群に対し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善の指導を行う特定保健指導を実施しています。

区分		H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績	R 2 年 度 見 込 み
特定健康診査	対象者	524 人	535 人	574 人
	受診者数	265 人	298 人	272 人
	受診率	50.6%	55.7%	47.4%
特定保健指導 積極的支援	対象者	6 人	10 人	7 人
	受診者数	2 人	4 人	4 人
	受診率	33.3%	40.0%	57.1%
特定保健指導 動機づけ支援	対象者	20 人	21 人	23 人
	実施者数	13 人	14 人	15 人
	実施率	65.0%	66.7%	65.2%

### ③後期高齢者健康診査・歯科健康診査について

平成 20 年度から鳥取県後期高齢者医療広域連合からの委託により、75 歳以上の方を対象に、特定健康診査に準じた健診を実施しています。また、平成 28 年度からは、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防することを目的に後期高齢者歯科健康診査を行っています。

区分		H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績	R 2 年 度 見 込 み
後期高齢者健康診査	対象者	416 人	376 人	420 人
	受診者数	142 人	151 人	125 人
	受診率	28.6%	40.2%	30.8%
後期高齢者歯科健康診査	受診者数	14 人	4 人	4 人

### ④重複・頻回受診者訪問指導について

鳥取県後期高齢者医療連合では、重複・頻回受診者を対象に訪問指導を行い、適正な受診や疾病の重症化予防のための日常生活習慣改善への支援、療養方法等の保健指導を行っています。

区分	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績	R 2 年 度 見 込 み
重複・頻回受診者訪問指導	4 人	2 人	2 人

## 5. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防などの通いの場を活用して高齢者の虚弱性（フレイル）を把握し、早期かつ適切な保健事業につなげるため、アウトリーチ型のフレイルチェック及び専門職による保健指導を行います。

### (3) 高齢者福祉(在宅)サービスの充実

#### 1. 介護予防事業

介護予防事業については、今後も身体機能の維持向上、認知症予防、閉じこもり防止等に取り組んでいきます。(※社会福祉協議会へ委託)

区 分	延参加 人 数	H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
高齢者筋力向上トレーニング事業	人/年	1,629	1,664	1,508
転倒骨折予防事業	人/年	3,857	4,005	3,592
生きがい活動支援事業	人/年	1,362	1,852	1,647
認知症予防・介護事業	人/年	1,364	1,533	1,487
外出支援サービス事業	人/年	5,064	5,913	5,691
足爪・指のケアに関する事業	人/年	23	13	41

#### 2. 家族介護支援

家族介護支援事業については、今後も家族介護者への介護方法や技術の習得及び家族の交流事業に取り組んでいきます。(※社会福祉協議会へ委託)

区 分	延参加 人 数	H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
家族介護者交流事業	人/年	6	13	10
家族介護教室事業	人/年	58	137	7

#### 3. 生活支援サービス

在宅生活を支援する事業として、以下の事業を実施しています。今後も事業を継続して実施し、地域で自立した生活を安心して続けることができるよう取り組んでいきます。

##### **軽度生活援助事業** (※社会福祉協議会へ委託)

おおむね65歳以上の単身高齢者、高齢者世帯の虚弱高齢者を対象に、定期的にホームヘルパーを派遣し、家事等の日常生活の援助を行うことで、自分で出来る生活行為を増やし、自立した生活を継続して営むことができるよう支援します。

区 分	延利用 時間数	H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
軽度生活援助事業	時間/年	116	187	124

##### **生活管理指導員派遣事業** (※社会福祉協議会へ委託)

おおむね65歳以上の高齢者を対象に、生活管理指導員を派遣し、生活習慣への助言や指導を行います。

区 分	延利用 時間数	H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
生活管理指導員派遣事業	時間/年	0	0	0

#### **生活管理指導短期宿泊事業**（\*社会福祉法人真誠会へ委託）

村内に居住する単身高齢者が体調不良により自宅で生活することが困難になった場合、介護保険施設等の空き部屋を利用して短期間入所し、生活習慣等の助言や指導を受けます。

区 分	延利用 日 数	H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
生活管理指導短期宿泊事業	日/年	0	0	0

#### **介護用品の支給事業**

要介護3、4または、5に認定された在宅の高齢者を介護している世帯を対象とし、介護状態に適した介護用品購入費の一部を支給します。

区 分	支 給 人 数	H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
介護用品支給事業	人/年	24	20	22

#### **訪問理美容サービス事業**

老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により、理髪店や美容院へ出向くことが困難である高齢者に対して訪問し、居宅で理美容サービスを行います。

区 分	延利用 回 数	H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
訪問理美容サービス事業	回/年	22	27	27

#### **家族介護者ヘルパー受講支援事業**

要介護度4・5の者を介護している同居家族で、介護保険料第1・2段階の方を対象に、ホームヘルパー養成研修を受講した際の受講料を助成します。

区 分	助 成 件 数	H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
家族介護者ヘルパー受講支援事業	件/年	0	0	0

#### **高齢者居住環境整備事業**

要介護（支援）高齢者や介護家族の日常生活の利便や安全を図るため、玄関、廊下、階段、居室、浴室等住宅の整備・構造の改修等（段差解消、手すり取付等）及び、玄関から道路までの歩行路の確保に必要な経費の助成を行います。

区 分	助 成 件 数	H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
高齢者居住環境整備事業	件/年	0	1	1

### 緊急通報見守りサービス事業

高齢者のみの世帯を対象とし、人感センサーを活用した見守り機能付き緊急通報装置を貸与します。

区 分	助 成 件 数	H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
緊急通報見守りサービス事業	件/年	5	5	3

### 重度心身障害者等社会参加促進助成（タクシー券助成）

高齢者のみ世帯の日常生活の利便と社会活動の促進を図るため、タクシーの乗車1回につき、1枚（500円）のタクシー券の助成を行います。

区 分	助 成 件 数	H 2 9 年 度 実 績	H 3 0 年 度 実 績	R 1 年 度 実 績
重度心身障害者社会参加促進助成 （ タ ク シ ー 券 助 成 ）	世帯/年	61	59	69

#### 4. 新総合事業の充実にに向けた取り組み

平成28年4月より移行した新総合事業については、南部箕蚊屋広域連合と連携しながら、サービスの充実に向け取組を推進します。また、生活支援体制整備事業の取組と併せて、多様な主体による介護予防、生活支援サービスの提供に向け取り組みを進めていきます。

## 4 認知症施策と家族支援の充実(基本方針4)

認知症になっても希望をもって生活が継続できるよう、認知症の人や家族が安心して暮らせる施策を認知症の人本人の視点に立って推進していきます。現在、認知症への知識を深め理解し支援していく体制づくりとして、認知症サポーターの養成を行っています。今後も、認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行うとともに、認知症サポーターのステップアップ講座を開催し、サポーター同士の交流を広げ、認知症の人とその家族を地域で支える体制づくりを推進していきます。

さらに、認知症の人や家族が地域で孤立することなく生活できるよう、家族のつどいの開催や認知症カフェ（オレンジカフェ）の支援の取組を継続し、気軽に相談できる体制と家族支援の充実を図り、介護負担の軽減を図るとともに、認知症の人や家族が住みやすい地域づくりを推進していきます。

また、タッチパネル式のもの忘れ相談プログラムを活用した軽度認知障害（MCI）の早期発見や専門医へつなぐ取り組みを今後も行い、医療機関との連携を推進していきます。

認知症の予防事業として、令和2年度から「とっとり方式認知症予防プログラム」を用いた介護予防教室を開催しています。今後、村が開催する健康診査等あらゆる場面で対象者を把握し、早期に認知症予防につなげる取り組みを推進します。

その他にも、認知症の人が行方不明になったときの早期発見や事故の未然防止を図るため、関係機関及び協力機関の支援体制を構築する取り組みをすすめ、地域での見守り・支援体制を充実します。

平成 29 年度から認知症総合支援事業を実施し、南部箕蚊屋広域連合で認知症の人や家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進員の配置、認知症ガイドブックの作成を行ってきました。今後は、構成町村ごとに認知症初期集中支援チームの配置に向けた検討を行うとともに、認知症ガイドブックの普及啓発に努め、認知症の人や家族を支援する体制の充実に取り組みます。

#### **認知症サポーター養成講座**

認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守ってもらう認知症サポーターの養成講座を開催しています。地域包括支援センターの職員が地域に出向き講座を開催しています。

#### **認知症サポーターステップアップ講座**

地域における認知症の人やその家族のニーズに基づく活動に参画することを目的として、認知症サポーター養成講座修了者を対象に、認知症に関する基礎知識や理解を深めるための講座を開催していきます。

#### **家族のつどい**

認知症の人を介護する家族の支援を目的として、毎月 1 回「家族のつどい」を開催しています。

介護者同士の意見交換や介護の悩みを共有し、家族介護者の仲間づくりを行うとともに、専門員による助言を行うことで、家族への精神的支援を行っていきます。

- ・開催日 毎月第 1 水曜日 午前 10 時から 12 時

#### **認知症カフェ**

認知症の人及びその家族、地域住民が気軽に集い、専門家のアドバイスを得ながら相互交流、情報交換などができる活動拠点のことをいいます。日吉津村では認知症カフェの運営費の補助を行っています。

#### **もの忘れ相談会**

認知症の早期発見のために、タッチパネル式のもの忘れ相談プログラムを用いた軽度認知障害（MC I）のスクリーニングや専門医による個別相談会を開催しています。

#### **はつらつ教室（認知症予防教室）**

とっとり方式認知症予防プログラム（※）を取り入れた認知症予防教室を開催しています。

※運動、知的活動といった認知症予防に効果があるとされる内容と、認知症について正しく知るための座学を組み合わせたプログラム。

#### **認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録制度**

認知症等で行方不明になるおそれのある人の氏名や住所、顔写真などの情報を村や米子警察署にあらかじめ登録し、行方不明時の早期発見・早期保護に役立てるための制度です。万一の時

には、登録情報を行政や警察等の見守りあんしんネットワークで情報共有し、迅速な検索につなげる取り組みを行っています。

## 5 見守り・支え合い体制づくりの推進(基本方針5)

### (1) 見守り体制の構築

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、高齢者が地域で安全・安心して暮らせる支え合いの体制づくりを推進していきます。

災害発生時の迅速な安否確認・避難支援体制として、災害時要援護者の登録を行っています。今後は、新規登録、更新を行い地域と連携しながら体制の構築に努めていきます。

また、中山間集落見守り活動に関する協定を結んでいる事業者との連携を強化し、高齢者の見守り体制づくりを進めていくとともに、社会福祉協議会と連携し、地域の見守り体制の構築に向けた取組を推進していきます。

#### **災害時要援護者台帳の登録**

災害発生時避難の際に自力での避難が困難な高齢者、身体障がい者等が迅速に安否確認、避難支援を行えるよう、事前に緊急連絡先や支援に必要な内容等を登録するものです。登録された方について個別避難支援計画を策定し、災害時の避難支援や日頃の見守りに活用します。

- ・対象者 65歳以上の高齢者のみ世帯  
障がい者（身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級保持者）  
その他援助を必要とする者

#### **中山間集落見守り活動**

中山間地域等で事業活動を営む事業者と市町村及び県との間において、見守り活動をおこなうための協定書を締結し、事業者が通常業務の中で発見した異常等を市町村へ連絡、通報を行うことで、住民の日常生活の異常等を早期発見する体制づくりを進めています。

- ・R3年2月末現在協定締結事業所数・・・23事業所

### (2) 生活支援体制整備事業の推進

高齢に伴い日常生活で出来にくくなる行為が増えていきます。高齢者の生活を身近な地域で助け合うことが、高齢者の安心につながります。また、日頃のお隣同士の「声かけ」や「見守り」等ちょっとした気づかいが、地域での助け合い・支え合いの基となり、その気持ちが集まることが「安心して生活ができる地域づくり」であると考えます。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体を中心として、現在、高齢者のニーズ把握や地域の支え合い意識の醸成を目的とした研修会の開催などの取組を行っています。今後は支え合いの意識がさらに浸透するよう啓発を行うとともに、高齢者が地域とのつながりを感じながら安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会や地域住民と協働し、地域の特

徴を踏まえた支え合いの地域づくりを推進するための組織（第2層協議体）の設置を目指します。

また、高齢者が日常生活のちょっとした困りごとを手助けしてもらう生活支援サポーターの養成と併せて社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携を行い、担い手づくりを推進していきます。

#### **生活支援コーディネーター**

住民主体の生活支援サービス、助け合いの仕組みを構築する推進役として、資源開発（サービスの担い手の養成、不足するサービスの開発）、ネットワークの構築（サービス提供主体等の関係者のネットワーク化）、マッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング）等を行っていきます。

#### **協議体（第1層・第2層）**

第1層協議体は日吉津村全体を範囲とする地域福祉に関する協議を行う場であり、生活支援コーディネーターの活動をサポートし、地域ニーズの把握、企画・立案・方針策定を行う場、地域づくりにおける意識を統一する場等として、互助を中心とした地域づくりについて協議し、活動を行っていきます。第2層協議体は日常生活圏域を範囲とする地域福祉に関する協議を行う場であり、地域での見守り活動や支え合い活動を通して地域福祉の推進を行う組織の設置を目指します。

#### **生活支援サポーター養成講座**

高齢者のちょっとした困りごとを手助けする生活支援サポーターを地域の実情に応じて養成します。サポートセンターを社会福祉協議会へ委託し、連携を図りながら高齢者の生活支援を行っていきます。

#### **生活支援サポートセンター**（※社会福祉協議会へ委託）

高齢者の日常生活の中でちょっとした困りごとについて、軽度で専門性を要しない活動を支援会員が手助けします。この活動は、主に単発的で短時間でを行うことができる依頼に対し、支援会員が援助を行います。社会福祉協議会のコーディネーターが依頼会員、支援会員の援助活動調整を行います。

## 6 高齢者の社会参加と生きがいづくりの促進(基本方針6)

認知症や心身の虚弱化は閉じこもりがちな高齢者に多く現れるといわれています。

令和元年度に南部箕蚊屋広域連合が実施した高齢者の日常生活圏域ニーズ調査結果によると、地域での活動について、参加者としての活動への参加意欲は、53.8%の方が「是非参加したい」「参加してもよい」と回答しています。また、お世話役としての活動への参加意欲は、30.0%の方が「是非参加したい」「参加してもよい」と回答しています。自らが地域活動等に参加すること、生きがいを持つことが、健康づくり、気力向上や介護予防にもつながります。高齢者が

積極的かつ主体的に社会参加することを推進し、老人クラブ活動やヴィンステひえづ・コミュニティセンターグループ活動をはじめとする生涯学習、スポーツ、健康・体力づくり、文化活動、地域における高齢者の活動など、地域社会の担い手として活動できる場や社会参加の機会の充実を図ります。また、近年、地域活動を行う参加者の高齢化や、活動をけん引する人材が減少する傾向にあります。地域活動がさらに活発になるよう関係機関と連携しながら人材育成を推進していきます。

#### **村高齢者スポーツ大会**

60歳以上の高齢者の健康保持と親睦の場として、年1回開催しています。(村、社会福祉協議会、老人クラブ団体連合会共催)

#### **老人クラブ活動**

スポーツレクリエーション活動、ニュースポーツの普及、健康づくり推進(料理教室)、指導者育成、広報誌作成、地域支え愛活動(デイサービスとの交流など)の活動を行っています。それぞれの自治会において健康づくりや清掃活動などを行っています。

#### **かがやき学級**

おおむね60歳以上の方を対象に、学級生の自主的な活動により、親睦と日々輝きのある生活とすることを目的に開催しています。年間10回。(館外研修、健康、教養などさまざまな活動)

## 参考資料 1

### ◎ 日吉津村社会福祉協議会に委託している事業

…高齢者等の生活を支援するための事業…

#### [外出支援サービス事業]

送迎車両により、次の施設を利用する方の送迎を行います。

- ・ 高齢者筋力向上トレーニング事業を実施する施設（片道 20 円）
- ・ 転倒骨折予防事業を実施する施設（片道 20 円、村外施設片道 50 円または 70 円）
- ・ 認知症予防・介護事業を実施する施設（片道 20 円）

#### [軽度生活援助事業]

家庭で自立した生活を送るため、自分で出来る生活行為を増やすために必要な人材（ホームヘルパー）を定期的に派遣し、次の簡易な生活行為の自立援助のサービス等を行います。

■市町村民税課税世帯 150 円／時間

■生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯 50 円／時間

- ・ 食事・食材の確保、調理
- ・ 寝具類、衣類等の洗濯、補修
- ・ 住居等の手入れ、軽微な修繕、掃除、整理整頓
- ・ 生活必需品の買い物
- ・ 安否確認、関係機関への連絡
- ・ 外出時の援助
- ・ 雪降し、除雪
- ・ その他必要な生活援助

※要介護認定で「自立」と認定された方、また、おおむね 65 歳以上の単身高齢者、高齢者世帯の虚弱高齢者を対象とします。

#### [転倒骨折予防教室]

寝たきりや要支援の要因となる転倒骨折を予防するため、生活相談、健康相談、生活指導、運動機能訓練等を行います。（体操教室、水中ウォーキング教室）

■200 円／回（一律）

#### [認知症予防・介護事業]

高齢者やその介護にあっている家族等を対象に、認知症予防のためのケアを行い、介護にかかる知識や技術の習得を図ります。

認知症予防教室、パソコン教室、七福会

■200 円／回（一律）

- ・ 認知症介護教室の開催
- ・ 軽体操、ゲーム等により認知症の予防の実施

### [いきがい活動支援事業]

高齢者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図ります。

■200 円／回（一律）

- ・男性サロン・女性サロン

### [足指・爪のケアに関する事業]

高齢者やその家族等を対象に、足指・爪のケアの重要性と適切なケアの知識や技術の習得を図ります。

- ・足指・爪のケア教室の開催

### [高齢者筋力向上トレーニング事業]

身体機能を向上させ、転倒骨折の予防、要介護状態になることの予防と悪化の防止及び社会的孤立の解消を図るため、通所による筋力向上トレーニング等の機能訓練を行います。

■200 円／回（一律）

- ・プログラムによるパワーリハビリテーションの実施

※利用者の心身状態の確認、主治医との連携が必要となりますので、十分な協議が必要です。

### [生活管理指導員派遣事業]

生活管理指導員が高齢者の家庭で次のようなサービスを行います。

■市町村民税課税世帯 300 円／時間

■生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯 100 円／時間

- ・日常生活に関する支援、指導
- ・家事に対する支援、指導
- ・対人関係の構築のための支援、指導
- ・関係機関との連絡調整

### [家族介護教室]

介護にあたっている家族介護者をはじめ、様々な方を対象に介護方法や技術の習得を図ります。

- ・家族介護教室の開催

### [家族介護者交流事業（元気回復事業）]

介護者の悩みやストレスの解消、また、介護方法・技術の習得のために交流事業を行います。

■食事代、休憩室借上げ料の実費について負担が必要です。

- ・交流会（日帰りの施設見学等を通じて情報交換を行います。）
- ・介護方法に関する相談・指導
- ・介護技術の習得・支援

※要介護高齢者の介護にあたっている家族を対象とします。

## ◎ 日吉津村として支給、助成している事業

・・・高齢者等の生活を支援するための事業・・・

### [介護用品の支給事業]

介護用品購入費の一部を支給します。上限年間 36,000 円で、領収書による償還払いです。

- ・紙おむつ、尿取パット、リハビリパンツ、使い捨て手袋、清拭材、ドライシャンプー、使い捨て清拭タオル他

※要介護 3、4 または、5 に認定された在宅の高齢者を介護している世帯を対象とし、介護状態に適した物品を相談のうえ決定します。(入院、入所期間は対象外です。)

### [家族介護者ヘルパー受講支援事業]

家族介護に携わる人がホームヘルパー養成研修を受講した際に受講料を助成します。

(ただし、県の指定した事業者が実施する 2・3 級課程に限ります。)

※要介護度 4・5 の者を介護している同居家族で、介護保険料第 1・2 段階の方を対象とします。

### [高齢者居住環境整備事業]

要介護（支援）高齢者や介護家族の日常生活の利便や安全を図るため、玄関、廊下、階段、居室、浴室等住宅の整備・構造の改修等（段差解消、手すり取付等）及び、玄関から道路までの歩行路の確保に必要な経費の助成を行います。

- ※1. 要介護または要支援の認定を受けた方に必要な住宅改修で、介護保険の給付を超えた部分の工事が対象です。
2. 要介護者及びその配偶者の両方が市町村民税非課税の方が対象です。
  3. 新築、増築は対象外です。
  4. 着工後、完成後は対象となりませんので、着工までに事前の申請が必要です。
  5. 対象工事費 800,000 円までが限度で、2/3 の 533,000 円を限度として助成します。
  6. 事業利用は 1 回限りです。

### [緊急通報見守りサービス事業]

高齢者のみ世帯を対象とし、人感センサーを活用した見守り機能付き緊急通報装置を貸与します。

サービス利用料（月額）

- ・生活保護による被保護世帯 0 円
- ・75 歳以上のみの世帯 500 円
- ・世帯全員が身体障害者手帳 1～2 級又は療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている世帯 500 円
- ・上記以外の世帯 1,000 円

※65 歳以上の高齢者のみ世帯を対象とします。

### [訪問理美容サービス事業]

老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により、理髪店や美容院へ出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で気軽にこれらのサービスが受けられるようにするため、村内理美容店の協力を得ながら、訪問理美容サービスを行います。

- ・理美容にかかる実費は、個人で負担していただきます。
- ・理美容店の居宅への出張費として、1回あたり300円を村から支払います。

※おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者ならびに身体障がい者の方を対象とします。

### [生活管理指導短期宿泊事業]

村内に居住する高齢者等が、介護保険施設等の空き部屋を利用して短期間入所し、生活習慣等の指導を受けるとともに体調の調整を図ります。

- ・市町村民税課税世帯 380円/日
- ・市町村民税非課税世帯 260円/日
- ・外出支援サービス（一律）片道180円
- ・給食実費（一律）300円/食

※要介護認定で「自立」と認定された一人暮らし高齢者で基本的な生活習慣が欠如している方を対象とします。ただし、疾病ではないが体調不良になった場合です。

### [重度心身障害者等社会参加促進助成（タクシー券助成）]

日常生活の利便と社会活動の促進を図るため、タクシー券の助成を行います。

タクシー乗車1回につき、1枚（500円）のタクシー券を助成します。（交付するタクシー券は1ヶ月につき、4枚まで）

※75歳以上のみの世帯、65歳以上のみの世帯で世帯全員が運転免許、または自家用車を所持していない世帯を対象とします。

### [認知症高齢者家族支援サービス事業]

認知症高齢者（疑いを含む）が行方不明となった場合に、早期に発見できるよう所在確認用の端末機を貸与します。初期導入費用を助成します。

- ・サービス利用料 500円/月

※認知症（疑いを含む）により行方不明になるおそれのある高齢者を介護している家族を対象とします。

## ◎ 日吉津村社会福祉協議会が窓口となっている事業

…高齢者の心配事などの解決を支援する事業…

### [生活相談]

高齢者等の様々な心配事の相談に応じ、その解決に努めます。必要により専門家に相談することも出来ます。

## 参考資料 2

### ◎高齢者福祉事業におけるサービスの目標量

#### (1) 養護老人ホーム

現 状	現在、皆生エスポワールに 2 名が入所しており、待機者はありません。
目標量	入所待機者の状況等から現状のとおりとします。

#### (2) 軽費老人ホーム、生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)

現 状	村内には軽費老人ホームはありません。
目標量	施設整備については、民間事業者にゆだねられている状況等から現状のとおりとします。

#### (3) 老人福祉センター

現 状	現在、村内に設置はしていません。
目標量	現状のとおりとします。

#### (4) 在宅介護支援センター

現 状	福祉保健課内に南部箕蚊屋広域連合日吉津地域包括支援センターが設置され、在宅介護支援センターの業務を包含して実施しています。
目標量	現状のとおり、地域包括支援センターで対応します。

\*介護保険対象施設を除く。

# 日吉津村高齢者健康福祉計画策定委員会設置要綱

## (目的)

第1条 高齢者健康福祉計画の策定に当たり、関係者の幅広い参画を得てその内容を検討し、総合的かつ効果的な推進を図るため、日吉津村高齢者健康福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 策定委員会は、高齢者健康福祉計画の策定に当たり、関係者の意見をその内容に反映させるために必要な事項を所掌する。

## (組織)

第3条 策定委員会は、学識経験者、一般住民代表等のうちから日吉津村長が委嘱する17名以内の委員をもって構成する。

## (任期)

第4条 委員の任期は日吉津村高齢者健康福祉計画の策定終了までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

## (委員会の運営)

第6条 策定委員会は必要に応じて委員長が招集し委員長が議長となる。

- 2 策定委員会は在任委員の半数以上の出席がなければ会議を開催できない。
- 3 策定委員会の庶務は事務局が行なう。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は委員長が定める。

## 附 則

この要綱は平成15年2月3日から施行する。

## 日吉津村高齢者健康福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

職 名	氏 名	備 考
日吉津村民生児童委員協議会	大廻 俊紀	
日吉津村民生児童委員協議会	門脇 洋子	
日吉津村老人クラブ連合会	吉崎 勇	
被保険者代表 ( 1 号 )	富山 倫子	委員長
被保険者代表 ( 2 号 )	関 葉子	
女 性 代 表	松本 朋子	
介 護 体 験 者	池口 伸之	
日吉津村社会福祉協議会	松田 紀典	副委員長
しらいし内科クリニック	白石 正晴	
チューリップホーム	石津 伸介	

### 事 務 局

所 属	職 名	氏 名	備 考
福祉保健課	課長	小原 義人	
	保健師	兼本 亜紀子	
	福祉担当	山口 由希	